

令和2年度男女共同参画の推進に関する施策の実施計画

●基本目標 I 男女が共に築く「あわら」

- 【令和元年度の達成度】 A=かなり進んでいる (男女共同参画の視点できちんと位置づけ取り組むことができた)
 B=ある程度は進んでいる (男女共同参画の視点でおおむね取り組むことができた)
 C=あまり進んでいない (男女共同参画の視点が弱く、一部しか取り組めなかった)
 D=全く進んでいない (事業を実施しなかった)

○重点目標 1 家庭・地域での慣習・しきたりの見直し及び意識の改革

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画 (R2年度)	実施状況 (R元年度)	達成度 (R元年度)	課 題 (R元年度)
① 男女共同参画の 視点からの慣習・ しきたりの見直し	1 男女共同参画に対する理解を深めるとともに、地域、家庭、職場等における慣習やしきたりの見直し・改善を進める。	市民協働課		市民への男女共同参画意識の浸透を図るため、あわら男女共同参画のつどいを開催するなど、地域への啓発に努める。 ・男女共同参画のつどい 参加人数 150人以上 ・各行政区への啓発物の配付等	・12月1日開催 参加人数90名 ・各行政区へ地域に向けた男女共同参画推進パンフレット(県作成)の配布	B	若い世代の参加が少ない。若い世代も含めて、誰もが参加したくなるよう、企画内容を見直す必要がある。
	2 出前講座の開催、市民の自主的な活動や男女共同参画推進市民会議の活動等を通じて、地域での男女共同参画意識の浸透を図る。	子育て支援課 (子育て支援センター)		公民館、芦原青年の家等において、出前子育て支援センター等を実施する。地域住民へ広報・HP・フェイスブック等で参加を呼びかけ、地域における男女共同参画意識の高揚に努める。 ・実施回数 10回以上(コロナ影響あり)	・実施回数 11回 場所：本荘公民館 6回(毎回、地元のボランティアによる参加無料講座を開催) 芦原青年の家 4回 細呂木駅前カフェ 1回	B	引き続き広報活動を強化していきたい
		市民協働課		あわら市男女共同参画推進市民会議と連携し、地域、家庭における男女共同参画意識の高揚を図る。 ・こども園での出前教室の開催	・出前教室開催 1回目 開催日：11月9日 場所：金津こども園父親9人参加 2回目 開催日：1月18日 場所：芦原こども園父親10人参加	A	今後も、出前教室を開催し、地域、家庭における男女共同参画意識の高揚を図る必要がある。

② 市民的な広がりを持った啓発活動の展開	1 男女共同参画推進団体やグループの自主的な活動を支援する。	市民協働課		あわら市男女共同参画ネットワークと連携し、各加入団体との情報の交換や各種事業の周知を図るほか、加入団体の自主的な活動の支援に努める。 ・男女共同参画啓発イベントを実施	・大型紙芝居による男女共同参画啓発活動 開催日：8月7日 場 所：北潟こどもクラブ 金津こどもクラブ	A	各加入団体との情報交換の場を設け、加入団体の自主的な活動の支援に努める。
	2 市民すべてに男女平等及び人権尊重の意識を深く根づかせるための啓発活動を推進する。	市民協働課		福井県が定める6月の男女共同参画月間に合わせ、市民への周知を行うとともに、年間を通して啓発活動を行う。 〈6月：男女共同参画推進月間〉 ・広報あわら6月号に「第2次あわら男女共同参画プランの重点目標」を掲載	・街頭キャンペーン実施 実施日：6月6日 場 所：JR芦原温泉駅	A	今後も、市民を対象に広く啓発活動の推進していくことが重要である。
		福祉課		毎月人権相談所を継続的に開設するほか、男女共同参画月間、人権週間などに合わせ、市ホームページ、広報紙等により相談窓口の周知に努める。 〈毎月〉 ・人権相談所の開設 毎月2回 〈6月：男女共同参画推進月間〉 ・人権教室及び人権の花運動 こども園（4園） 〈12月：人権週間〉 ・人権相談窓口の設置	・人権教室及び人権の花運動 金津こども園、芦原こども園 ・人権相談窓口の設置 12月1日（日）（場所：中央公民館）	A	相談所開設の周知に努め、今後も継続して実施していくことが重要である。
	3 男女共同参画社会づくりのための情報交換・協力等を進めるための市民の交流ネットワークを築く。	市民協働課		ふくい女性財団が11月に実施するふくいきらめきフェスティバルや講座等に参加し、参加者間の情報交換等に努めるとともに、他市男女共同参画ネットワークとの研修会等を実施することにより、交流ネットワークの充実に努める。 〈ふくいきらめきフェスティバル〉 ・参加人数 15人以上 〈他市ネットワークとの交流事業〉 ・参加人数 15人以上	・ふくいきらめきフェスティバル 6月29日 参加人数15名 ・他市ネットワークとの交流事業 11月16日 参加人数13名 越前市男女共同参画センター「あんだんて」視察交流会	A	女性財団や他市のネットワークとの交流により、情報交換を行い、今後の活動に活かしていくことが重要である。
③ 市の広報・出版物等における性別にとられない表現の促進	1 市の機関等が発行する刊行物やホームページについては、性別にとられない表現に努める。	政策広報課 各課		市が発行する各種刊行物、ホームページ、Facebook、広報紙等については、性別にとられない表現に努める。	市が発行する各種刊行物、ホームページ、Facebook、広報紙等については、性別にとられない表現に努めた。	A	継続して性別にとられない表現に努めなければならない。

④ 男女共同参画社会づくりに関する現状の把握と情報の提供	1 男女共同参画社会づくりに関する各種調査の実施や統計資料の収集に努めるとともに、これらの情報を市広報紙やホームページ等により広く市民に提供する。	市民協働課	前年度のあわら市男女共同参画に関する施策の取りまとめ結果をホームページや広報紙で公表する。 また、本年度の実施計画については、年度末に実施状況、達成度等の進捗状況を調査し、その調査結果を分かりやすく公表するよう努める。	平成30年度のあわら市男女共同参画に関する施策の取りまとめをホームページで公表し、広報紙「広報あわら」6月号でホームページ掲載を周知した。	A	あわら市男女共同参画に関する施策及び計画について、分かりやすくまとめ公表する必要がある。
------------------------------	---	-------	--	---	---	--

【達成度】

- A = かなり進んでいる・・・男女共同参画の視点できちんと位置づけ取り組むことができた
 - B = ある程度は進んでいる・・・男女共同参画の視点でおおむね取り組むことができた
 - C = あまり進んでいない・・・男女共同参画の視点が弱く、一部しか取り組めなかった
 - D = 全く進んでいない・・・事業を実施しなかった
- なお、事業を終了した場合はその旨記入「事業終了」

家庭・地域での慣習・しきたりの見直し及び意識の改革

審議会評価	意見・要望等
A	積極的に取り組んでおり、来年度も引き続き継続的に積極的に取り組んでいただきたい。

○重点目標 2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画 (R2年度)	実施状況 (R元年度)	達成度 (R元年度)	課 題 (R元年度)
① 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	1 市の各種審議会等への女性委員の登用を積極的に進め、令和6年度(2024年度)末までの早い時期に30%とする。	市民協働課 各課		・女性登用率 30%以上 (目標年度 令和6年度末)	・女性登用率 31.4%(R2.1.1) 29.7%(H30.1.1)	A	今後は、女性が0の委員会に女性を登用すること、男性女性の割合が半々になるよう努めていきたい。
	2 審議会等への女性委員の登用状況を調査しその結果を公表する。	市民協働課		毎年1月1日現在の審議会等への女性委員の登用状況を調査し、その調査結果をホームページ等でわかりやすく公表するよう努める。	審議会等への女性委員の登用状況を調査し、ホームページで公表した。	B	今後も、ホームページ等で分かりやすく公表する必要がある。
	3 女性職員の活躍を支援するため、研修の機会の拡大を図り、庁内プロジェクト等への女性職員の参画を進める。	総務課 市民協働課		福井県自治研修所が実施するパワーアップ研修などを通じて、研修機会の拡大を図るとともに、新入職員サポート制度で教育係の女性職員登用に努める。	・キャリアアップを図るためパワーアップ研修への積極的な参加を促した。(女性職員対象の研修に8人が参加) ・新規採用職員をサポートするためのメンター制度においては、メンティ(教育係)に16人中6人の女性職員を登用した。	A	引き続き、研修への参加を促していく必要がある。
		政策広報課		Facebook 運営チームなどの庁内プロジェクトへの女性職員の登用に努める。	・Facebook 運営チーム女性職員の登用率 45.45%(5人/11人)	A	引き続き女性職員登用に努める必要がある。
② 事業者等の方針決定過程への女性の参画の促進	1 女性の登用について、企業や民間団体の理解を求めるとともに、事業者等が行う自主的な積極的改善措置を支援する。	商工労働課 市民協働課		事業者や市民に対して、関係機関が作成したパンフレットや市ホームページ等を活用し、ポジティブ・アクション等についての情報を周知し、女性の登用促進についての理解が図られるよう努める。	・市ホームページによる周知件数 1件	B	引き続き女性の登用促進についての理解が図れるよう啓発が必要である。
	2 農林漁業における固定的な性別役割分担の見直しを進めるとともに、性別に関わりなく対等なパートナーとして経営に参画していくための啓発を行う。	農林水産課		家族協定の締結などにより農業経営への女性の積極的な経営参加を呼びかける。 ・啓発を呼びかける会議等の開催 3回以上	・啓発を呼びかける会議等の開催 1回	C	認定農業者会総会等で啓発を呼びかける他、まずは役員から浸透を図っていく必要がある。

<p>③ 地域の方針決定過程への女性の参画の促進</p>	<p>1 地域の様々な活動の中に、男女共同参画の視点を導入するよう働きかけるとともに、各団体や町内会において地域の女性がリーダーか役員に着くよう促す。</p>	<p>総務課 市民協働課</p>	<p>福井県が定める6月の男女共同参画月間に合わせ、市内において啓発を行う。 また、あわら市男女共同参画ネットワーク及びあわら市男女共同参画推進市民会議を通じて、市内の関係団体に各種研修やセミナーを紹介することにより男女共同参画に関する学習機会の提供に努める。 ・地域活動における男女共同参画についての啓発ポスターを市役所に掲示する</p>	<p>・男女共同参画に関するパネル展の実施 実施日：6月24日～6月28日 場所：あわら市役所1階ロビー ・男女共同参画ネットワーク及び市民会議を通じて、各種研修やセミナーの紹介を行った。</p>	<p>B</p>	<p>各団体に各種研修やセミナー等を紹介し、男女共同参画に関する学習の機会を提供する。</p>
------------------------------	---	----------------------	--	--	----------	---

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

審議会評価	意見・要望等
<p>B</p>	<p>成果が出ている分野はあるが達成度Cの分野は努力してほしい。達成度Aのところは継続して努めてほしい。</p>

○重点目標 3 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画 (R2年度)	実施状況 (R元年度)	達成度 (R元年度)	課 題 (R元年度)
① 学校教育等における男女平等教育の推進	1 男女平等の視点に立った、一人ひとりを大切にする教育や人権に関する教育を促進する。	教育総務課		<p>児童名簿、出席簿は男女混合を基本とし、学校行事や児童会活動、特別活動においては、固定的な性別役割分担を行わないよう努める。</p> <p>小学校では、道徳科の学習や家庭科の学習等を通じて、男女の区別なく家庭の仕事を協力することや、人種や門地、社会的身分による差別はしないことを指導する。最近では、LGBTに対する理解教育も進めていく。</p> <p>中学校では、道徳や特別活動の授業の中で、正しい異性の理解や人格の尊重について指導するなど、男女平等の視点に立った教育を行う。</p>	<p>小学校では、児童名簿、出席簿は男女混合を基本とし、学校行事や児童会活動において、固定的な性別役割分担を行わないようにしている。</p> <p>また、家庭科の学習では家族一人ひとりが協力することの大切さを指導している。</p> <p>中学校においては、道徳の授業の中で男女の理解と協力をテーマとし、男女共同参画の視点に立った教育等を行っている。</p>	A	今後も継続的に取り組むことが重要である。
	2 こども園においては、性別にとらわれない遊びや経験を通して、思いやりの心を育て男女平等意識の基礎づくりを行う。	子育て支援課		<p>園児名簿を男女混合名簿とする。</p> <p>日々の保育児保育教諭が園児のモデルとなるような言葉に努め、性別にとらわれないおもいやりのある心の育成・男女平等意識の基礎づくりに努めていく。</p> <p>たくましい保育の実践や保育カウンセラーの配置により、一人ひとりの個性を尊重したきめ細やかな保育の推進に努めていく。</p>	<p>園児名簿は男女混合名簿にした。</p> <p>主体的に遊べる環境を工夫した。保育カウンセラーのアドバイスにより個に合わせた声かけや環境、行事の持ち方を考えた。</p>	A	保育教諭が意識した言葉がけが必要。
	3 学校運営やPTA活動等においても性別にとらわれないように留意し、男女平等の意識を高める。	教育総務課		<p>校務分掌、PTA役員や家庭地域学校協議会委員の選出の際に、男女共同参画の視点から、固定的な性別役割分担にとらわれないよう留意する。</p> <p>・「家庭地域学校協議会委員」、「PTA役員」女性委員・役員を35%超とする</p>	<p>・「家庭地域学校協議会委員」「PTA役員」女性委員・役員 30.8%</p>	A	今後も継続的に取り組むことが重要である。
② 男女共同参画の視点に立った養育と生涯学習の推進	1 子どもの人格形成において、家庭生活の役割は重要なため、固定的な性別役割分担意識にとらわれない養育、学習機会の提供や啓発活動を行う。	子育て支援課		<p>市内こども園で3～5歳児の保護者を対象に1日保育士体験を実施する中で、家族での子育てや養育の積極的参加・協力の大切さの啓発に努める。</p> <p><1日保育士体験></p> <p>・参加人数 延べ45人以上（コロナ影響あり）</p>	<p>・1日保育士体験 参加人数 延べ89人</p>	A	今後も継続し、子どもの成長、遊びの中の学び、園への理解から、子育てを楽しめるような手立てにしたい。

	2 生涯学習事業の推進にあたり、関係機関との連携により、男女共同参画の視点に立った講座、講演会の充実を図る。	文化学習課	<p>市民大学講座(例年 12 回開催しているが、コロナウイルスの影響により今年度は 5 回開催予定) や生涯学習推進大会等において、男女共同参画の視点に立った講座、講演会の充実を図り、男性の参加が増えるよう広報に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画をテーマとした講座開設 <p><市民大学講座></p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加人数 延べ 100 人以上 (コロナ影響あり) (内)男性参加率 50%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画をテーマとした講座開設 テーマ「福井県の地域特性と男女共同参画—みんなで考えよう！福井の女性・男性のこと—」 開催日：9月27日(金) 参加者数：27人 ・市民大学講座 参加人数 延べ 300 人以上 (内)男性参加率 50%以上 	A	講座終了後のアンケートで、防災について聞きたいという意見が多かった。男女共同参画の視点からの、防災に関する講座を企画したい。
--	--	-------	--	---	---	--

多様な選択を可能にする教育・学習の充実

審議会評価	意見・要望等
A	それぞれの課が努力し成果が出ている。

●基本目標 II 男女が共に活躍できる「あわら」

○重点目標 4 職場における男女の均等な機会と待遇の確保

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画 (R2年度)	実施状況 (R元年度)	達成度 (R元年度)	課 題 (R元年度)
① 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保	1 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法等の普及・啓発に努めるとともに、市民に対し各法の趣旨や内容の周知を図る。	商工労働課 市民協働課		事業者や市民に対して、関係機関が作成したパンフレットや市ホームページ等を活用し、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法についての周知を図り、定着促進・普及啓発に努める。	・再就職支援セミナー開催 10月25日(28人参加)中央公民館 ふくい女性財団、ハローワーク三国と協力し、中央公民館で開催。子育て支援などの市施策についても説明を行った。	B	今後も引き続き、関係機関と協力し、制度の普及啓発に努める。
	2 市内業者において、女性の登用、子育て・介護支援、就労時間の短縮等、男女が働きやすい職場づくりを進める企業の取組み等を広く紹介する。	商工労働課 市民協働課		事業者や市民に対して、関係機関が作成したパンフレットや市ホームページ等を活用し、女性の登用、子育て・介護支援、労働時間の短縮等、男女が働きやすい職場づくりを進める企業の情報提供に努める。 ・企業訪問の実施	・企業訪問の実施 実施日：10月17日 企業：金津村田製作所 広報あわら2月号に掲載 ・市ホームページによる周知件数3件 ・市役所内ポスター掲示2件	B	今後も、分かりやすく情報提供していく必要がある。
	3 職場におけるセクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止について周知・啓発に務める。	市民協働課		市ホームページ等を活用して、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止の周知徹底に努める。	市内施設にリーフレット等を設置した。	B	今後も、分かりやすい情報提供に努める。
② 母性保護対策の推進	1 労働基準法、男女雇用機会均等法など母性保護に関する法律の周知に努めるとともに、関係機関と連携のうえ、母性保護に対する認識と理解を深めるための啓発を行う。	子育て支援課		母子手帳発行時において、すべての妊婦に対して、パンフレット等を配付し母性保護に関する法律の周知や理解の促進に努める。 ・全ての対象者に対してのパンフレット等の配付	全ての対象者に対し、労働基準法や男女雇用機会均等法など母性保護に関するパンフレットを配布した。	A	今後も、対象者への周知に努める。
③ 女性の能力開発促進のための支援	1 関係機関と連携し就業や技能取得に必要な講座を開催する。	総務課 市民協働課		ふくい女性活躍支援センターなどの関係機関が実施する各種研修会への参加を通じて、女性職員のスキルアップや能力開発に努める。	福井県自治研修所が開催する女性向けのキャリア研修及びビジネススキルアップ研修への参加。 ・参加者人数 8名	B	今後は職員の自発的な参加を促していく必要がある。
	2 市役所においては、女性の登用や職域の拡大を図るため一人ひとりの能力向上と意識改革を推進する。	総務課 市民協働課		男女共同参画の視点からの意識改革を推進するため、課長補佐以下の職員を対象とした男女共同参画に係る研修会等を開催する。	・男女パートナーシップ講座「性の多様性について」を実施。 参加者人数 159名	A	今後も研修内容を充実し、意識改革の推進に努める。

職場における男女の均等な機会と待遇の確保

審議会評価	意見・要望等
B	地方行政としては入りにくい分野であり取り組みも難しい。企業の中に入っていく努力が必要である。

○重点目標 5 女性の起業等に対する支援

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画 (R2年度)	実施状況 (R元年度)	達成度 (R元年度)	課 題 (R元年度)
① 女性のエンパ ワメントの促進	1 女性のエンパワーメントを促 進するため、経営管理能力向上の ための研修会や租税研修会等を 開催する。	農林水産課		県が主催する経営管理セミナー、物産 物加工及びマーケティング研修会等の 周知を図るとともに、積極的な女性の参 加を促しエンパワーメントの促進に努 める。 研修会等の開催について周知を図る。 ＜経営管理セミナー等への女性参加人数＞ ・延べ20人以上	・経営管理セミナー等への女性 参加人数延べ 9人	B	引き続きセミナー や研修会の周知を 図る必要がある。
		商工労働課		ふくい産業支援センターが主催する研 修会等の周知を図るとともに、積極的な女 性の参加を促しエンパワーメントの促進 に努める。 ・メール等による企業への周知件数 6回以上	・メール等による企業への周知 件数4回 ・広報紙による周知件数2件 ・市ホームページによる周知件 数2件	B	引き続き研修会等 を周知し、積極的な 女性の参加を促す 必要がある。
	2 男女共同参画の視点を踏まえ たキャリア教育など、生涯学習・ 能力開発を推進する。	市民協働課	拡	福井県生活学習館が主催する「ゆー・ あいカレッジ」女性チャレンジ支援コー スの講座やセミナー等の周知を図るとと もに、積極的な女性の参加を促しエンパ ワメントの促進に努める。 また、男女共同参画ネットワークによ る年3回の市議会傍聴及び市長ふれあい トークと、年1回以上の県議会傍聴等を実 施することにより、女性の県政・市政に対 する関心を高める。 ・市議会・県議会傍聴人数 延べ10人以上 ・市長ふれあいトーク参加人数 10人以上	・男女共同参画ネットワークや 市民会議を通じてセミナー等 の関係情報の提供に努めた。 ・市議会傍聴人数 8人 ・県議会傍聴人数 5人	B	引き続き、講座やセ ミナー等の周知を 図るとともに、積極 的な女性の参加を 促していく必要が ある。また、ネット ワークへは、市・県 議会傍聴の参加を 促し関心を高める 必要がある。
② 女性の起業活動 への支援と情報提 供	1 女性の起業活動への支援	商工労働課		創業者に対して創業に係る費用の一部 を補助する。また、フォローアップ支援と して市補助が3年目の女性創業者を応援 する。(スモール・ビジネス支援事業補助 金) ・女性創業者への新規助成件数 1件以上	・女性創業者への助成件数7件 継続(3年目)3件 継続(2年目)2件 新規(1年目)2件	A	引き続き女性の起 業に関する支援体 制の充実を図る必 要がある。

③ 関連団体が行う主体的な経済活動等への支援と情報提供	1 関連団体が行う主体的な取り組みや相互の連携等を支援するとともに、情報提供を行う。	農林水産課	県や企業等が開催する、商品開発や商談などに関するイベント等の周知を図るとともに、特産品・商品開発に関する取り組みへの支援に努める。 ・支援団体数 1団体以上	・支援団体数 0団体	C	引き続きイベント等の周知を図っていく必要がある。
-----------------------------	--	-------	---	------------	---	--------------------------

女性の起業等に対する支援

審議会評価	意見・要望等
B	達成度が下がっている分野もあり行政の取り組みとしては難しい。関連団体と連携するなど考えて取り組んでほしい。

○重点目標 6 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援

施策の方向	具体的施策	担当課	実施計画 (R2年度)	実施状況 (R元年度)	達成度 (R元年度)	課題 (R元年度)
① 家庭・地域生活への男女共同参画の促進	1 家事・育児・介護等は、男女が共同して行うという意識の啓発に努めるとともに、男女が共に参加できる教室等を開催する。	子育て支援課 (子育て支援センター)	父親の参加しやすい親子交流事業の検討を図り、積極的な参加を呼びかける。 ・土曜開放日の父親参加率 20%以上 ・父親来所の中でも父親単独の来所率 50%	・土曜開放日の保護者参加総人数 270人(父親参加人数 47人) 父親参加率 17% ・子育て世代包括支援センター主催両親学級に参加し父親へのPRと支援センター施設見学会を開催(2回実施)	B	妊娠期からの支援センター周知を強化し、父親参加を啓発していく
		子育て支援課	乳幼児家庭訪問においては、父親や祖父が積極的に家事・育児に関わりを持てるよう男女共同参画意識の浸透に努める。 ・対象者に対する啓発物の配付 ・妊婦を対象とした両親学級の父親参加率 80%以上	・対象者に対する啓発物の配付 ・妊婦を対象とした両親学級の父親参加率 86.9%(23組中 20組)(12月末時点)	A	今後も男女共同参画意識の浸透に努める。
	2 職場や地域への啓発を進め意識改革を促す。	市民協働課	市内7小学校・2中学校・高校や市民に男共同参画に関する「図画」「感謝状」作品を募り、男女共同参画についての啓発に努める。 また、優秀作品を市内公共施設に展示することにより、地域における男女共同参画意識の浸透に努める。 <作品募集数> ・図画 80点以上 ・感謝状 1000点以上	・作品募集数 図画作品応募数 25点 感謝状作品応募数 1155点 ・優秀作品の展示 中央公民館:12/1~12/10 湯のまち公民館:12/10~12/17 ホームページで掲載	A	図画作品の募集については、応募数が増えるよう工夫をする必要がある。
3 男性の職場中心の意識や地域における役割の見直しを進め、ワーク・ライフ・バランス実現のための施策の推進を図る。	文化学習課 (各公民館)	各公民館で、地域や家庭生活の中において意識改革に繋がるような内容の教室・単発講座の企画立案を行う。	・男の料理教室 13回 本荘公民館 2回 細呂木公民館 11回(男女混合)	A	特になし。	
② 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実	1 延長保育、病児・病後児保育等の多様な保育サービスや働きながら安心して産み育てられる環境を整備するとともに、同施策の周知徹底を図る。	子育て支援課	ライフスタイルに対応した市民ニーズに基づき、延長保育、病児・病後児保育、一時保育、放課後児童クラブ等の多様なサービスを継続して実施するとともに、同制度の周知徹底に努める。	・ホームページ等による周知件数 3件	B	多様なサービスの周知を詳細に周知する必要がある。

	2 子育てに関する相談窓口の設置や情報提供の一元化を図るとともに、地域における子育てや父親の積極的な育児参加の支援を行う。	子育て支援課 (子育て支援センター)		訪問型相談、電話相談を行うとともに各こども園にも相談窓口を設けお互い連携を取り合って、地域における子育て相談等の充実に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問型相談 180件 ・電話相談 2件 ・こども園連携相談窓口(保育カウンセラー巡回相談) 1件 ・児童家庭支援センター連携 1件 ・子育て世代包括支援センターとの連携で、発達相談、離乳食相談会を実施 	A	専門機関との連携で、今後も多種多様な相談支援に努めていく
③ 仕事と家庭の両立支援のための職場環境の整備	1 事業所に対し長時間労働等を前提とした従来の働き方の見直しや、年次有給休暇等各種休暇制度の取りやすい職場・環境づくりを推進する。	商工労働課 市民協働課		事業者に対して、関係機関が作成したパンフレットや市ホームページ等を活用し、長時間労働等を前提とした従来の働き方の見直しや、年次有給休暇等各種休暇制度の取りやすい職場・環境づくりに関する情報提供等に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所内ポスター掲示 2回 ・市ホームページによる周知 1回 	B	旅館など今まで定休日が無かった業界でも、定休日を定め積極的に有給休暇を使用するよう変わってきた。引き続き、情報提供に努める。

男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援

審議会評価	意見・要望等
B	男女共同参画社会づくりは、低年齢時から関心をもってほしい。生活の基盤になるところであるから幅広い啓発に努めてほしい。

●基本目標 III 男女が共に安心して暮らせる「あわら」

○重点目標 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画 (R2年度)	実施状況 (R元年度)	達成度 (R元年度)	課 題 (R元年度)
① 暴力及び差別を根絶するための基盤づくり	1 幼児期から男女平等の意識を養成するとともに、ドメスティック・バイオレンス、売買春、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為、いじめ、虐待等、あらゆる暴力の根絶に向けた教育・啓発を行う。	子育て支援課		保育教諭等に係る年齢別・階層別研修の計画的な実施や、子どもには言葉で気持ちを伝えることの大切さを指導し、幼児期からの暴力根絶に向けた教育・啓発に努める。	年齢別の検討会は2か月に1回。研究部会で事例検討して、気持ちを調整する力について年齢ごとに話し合ってきた。	A	意識した細やかな観察からの関わりが必要である。言葉が出ていない乳児期から保育教諭の気持ちの見取り方が大切。
		市民協働課		毎年11月に実施される「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に合わせ、街頭キャンペーン等を実施することにより、あらゆる暴力の根絶に向けた市民への啓発に努める。 ・街頭キャンペーンの実施 ・啓発リーフレットの配付	・街頭キャンペーンの実施 11月19日 (場所：ビッグベリーマーケット芦原) ・啓発リーフレット(DV相談ナビ)を各公民館に設置。	A	今後も、街頭キャンペーンで啓発していく必要がある。
	2 関係機関や民生委員・児童委員と連携し、被害防止のための講習会を開催する。	福祉課		関係機関と連携のうえ、DV研修等や講演会への積極的な参加を促し、DV等に係る知識の習得に努めるほか、関係機関が実施する福祉懇談会等と連携することにより、地域における実態把握・情報の共有化に努める。 ・民生委員・児童委員協議会の定例会に併せて研修会等を随時実施	・民生委員・児童委員協議会の定例会に併せて研修会等実施 実施回数 1回 ・福祉懇談会(地区別) 12回	B	研修講師の確保が困難。関係機関主催の研修への参加促進に向けた取組が必要。
② 被害者に対する相談、支援体制の充実	1 市民に対し相談窓口の周知を図るとともに、被害女性が相談しやすい環境の整備を図る。	市民協働課 子育て支援課 健康長寿課 福祉課		関係機関と連携のうえ、市民に対して相談窓口の周知を図るとともに、相談しやすい対応に努め、相談によっては個室で相談員が対応するよう努める。	相談については専門職員や各関係機関と連携し実施している。	A	引き続き相談支援体制の充実を図る。
	2 関係機関との適切な連携により、被害女性に対し効果的な支援を行う。	市民協働課		女性支援センターをはじめとする関係機関との連携により、DV研修会に参加し知識の習得や情報を得て適切な支援に努める。 ・DV研修会等への参加回数 3回以上	・DV研修会等への参加回数3回	B	今後も継続して研修会で知識の習得や情報を得て、DV被害者の支援体制の充実を図る。

		福祉課 健康長寿課	関係機関や既存の虐待防止ネットワーク等と連携のうえ、被害女性に対しての効果的な支援に努める。 ・関係機関連絡会の開催	・関係機関連絡会の開催 1 回	A	今後も継続して実施していくことが重要である。
--	--	--------------	---	-----------------	---	------------------------

女性に対するあらゆる暴力の根絶

審議会評価	意見・要望等
A	取り組みの難しい分野である。きめ細かい取り組みが大切である。

○重点目標 8 男女が共に思いやる健康づくり

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画 (R2年度)	実施状況 (R元年度)	達成度 (R元年度)	課 題 (R元年度)
① 生涯を通じた男女の健康づくりの推進	1 男女の生涯にわたる健康づくりを進めるため健康診査体制の充実、食生活の改善、予防対策に関する正しい知識・情報の提供を行う。	健康長寿課 市民課		保健センターや各公民館での集団健診や県内指定医療機関での個別健診を実施し、男女ともに利便性を考慮した健診体制を整備する。 また、健診会場での食生活改善指導や地域や食育スタジオでの健康づくり事業を実施し食生活の改善に努める。 ・食に関する健康づくり実施日数 30回以上	・食に関する健康づくり実施日数 29回 公民館まつり会場、市民健診会場、教室等で試食の提供や栄養指導等を実施した。	B	今後も男女ともに参加しやすい事業の実施や啓発を行う。
		健康長寿課		健康づくり運動推進事業では、男女が共に参加しやすい内容へと充実するよう、健康づくりサポーター向けに教室メニュー表を提案する。また、サポーターを中心に地区の課題に応じた家族ぐるみで健康づくりに取り組めるよう支援する。 ・活動回数 150回/年以上（コロナ影響あり）	・活動回数 200回/年 定着しているラジオ体操や健康機器測定等に加え、フレイル予防に取り組む地区もあり、区全体での健康づくりを実施した。	A	健康づくりサポーターより区の現状を把握し、地区に合った実施方法を検討していく必要がある。
	2 女性の乳ガン、骨粗鬆症、子宮ガンなどの予防対策や検診を実施するとともに、男性の前立腺がんなどの早期発見を促すための意識啓発を図る。	健康長寿課		女性の乳がん・子宮頸がん検診は、保健センター等での集団検診や県内指定医療機関での個別検診を実施し、個別に受診勧奨を行う。 女性のがん受診勧奨のため、年代を絞り無料クーポンを発行する。骨粗鬆症検診や男性の前立腺がん検診市民健診の集体会場で実施する。 ・40歳以上の5大がん受診率 45%以上 (乳がん・子宮頸がん・胃がん・肺がん・大腸がん)	・40歳以上の5大がん受診率 37.6% がん検診受診券と特定健診受診券を同封し、受診の利便性を図った。また、未受診者へのハガキ通知や電話での勧奨を実施した。	B	個人のライフスタイルに合った検診体制を検討していく必要がある。
3 妊娠から出産後までの健康診査、保健指導等の母子健康サービスの充実を図る。	子育て支援課		集団での乳児教室及び幼児健康診を実施するほか、乳幼児及び妊産婦の家庭訪問・育児相談・育児教室等での保健指導を実施することにより、母子健康サービスの充実に努める。 ・幼児健康診査受診率 95%以上	・幼児健康診査受診率 98.9%	A	今後も母子保健サービスの充実に努める。	

② リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透	1 学校教育において、男女が互いの身体の特徴を正しく理解し、自ら健康管理ができるようになるため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点から性教育、健康教育を行う。	教育総務課	小・中学校では、学校保健計画の中に性教育を位置づけている。 小学校では高学年で思春期における心と体の成長を自覚すること、中学校では1年の保健体育の授業や各学年の特別活動の時間等において性教育の実施を計画する。	各小中学校は、発達段階に応じた教育を実施している。 保健体育では身体的な特性について、道徳では健全な異性観について、さらに学活では男女相互理解について学習している。	A	多様な教材等を使用し、継続的に実施していくことが重要である。
③ 健康をおびやかす問題についての対策の推進	1 正しい知識でエイズを含む性感染症等の感染を予防するとともに、患者や感染者に対し理解を持つように啓発を行う。	教育総務課	<p><小学校></p> <p>5、6年生の保健体育において「病原体や環境、抵抗力、生活行動」について学習する。</p> <p><中学校></p> <p>中学校では、学校保健計画の中に性教育を位置づけ、中学校1年の保健体育の授業や中学校各学年の特別活動の時間等において性教育の実施を計画する。</p>	<p>【小学校】</p> <p>5、6年生の体育（保健）でエイズについて取り上げ、人権を尊重し、同じ人間として生活することの大切さを授業で学んでいる。</p> <p>6年生の特別活動で世界エイズデーを取り上げ、正しい知識を得ることにより、差別や偏見のない社会を築いていこうとする態度の育成を図っている。</p> <p>【中学校】保健体育や社会科、道徳の時間を中心にHIVだけでなく、ハンセン病などの偏見を受けてきた病気について正しく理解し、人権を尊重する指導啓発を行っている。</p>	A	今後も児童生徒向けの教材を使用し、分かりやすく伝えていくことが重要である。

男女が共に思いやる健康づくり

審議会評価	意見・要望等
A	健康については誰もが関心があり取り組みやすい分野である。

○重点目標 9 誰もが安心して暮らせる環境の整備

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画 (R2年度)	実施状況 (R元年度)	達成度 (R元年度)	課 題 (R元年度)
① 高齢者が安心して暮らせる介護体制の充実	1 男女が共に担う介護への学習機会や情報を提供し、参画意識の高揚を図る。	健康長寿課		介護サポーターを養成するとともに、家族介護者交流事業を実施し、男女が担う介護への学習機会の提供に努める。 ・介護サポーター養成講座の開催（ふくし塾）	・介護サポーター養成講座の開催 開催日：令和2年2月9日 令和2年2月15日 令和2年2月22日 令和2年3月1日	A	参加している年代に偏りがあるため、幅広い年代への参加を促すための広報の仕方や内容について検討が必要である。
				介護予防セミナー等の開催により、介護に関する男女共同参画意識の啓発に努める。 ・各種介護予防セミナーの開催	・各種介護予防セミナーの開催 150回	A	1人暮らし高齢者や老介護の増加に伴い、ニーズに合わせたセミナーの内容を検討する必要がある。
② 高齢者の社会参加の促進と就業環境の整備	1 老人センター等を利用した地域交流活動、老人クラブ活動、ボランティア活動への支援を行う。	健康長寿課		男女が共に参加する地域交流活動やボランティア活動の支援に努める。 ・介護サポーター登録者数 40人 ・活動、訪問件数 528回	・介護サポーター登録者数 35人（男7人：女28人） ・活動、訪問件数 264回	B	介護サポーターの比率に大きな偏りがある。男性のサポーターが増えるように周知、啓発方法を検討する必要がある。
	2 シルバー人材センターの機能充実と高齢者の就業環境の整備を図る。	商工労働課		シルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の就業機会の充実に努める。	・運営に対する補助金を支給 ・広報紙による周知件数 6件 ・メール等による周知件数 2件 ・市ホームページによる周知件数 2件 ・就職出張相談会の開催 2回 12月7日（36人参加）中央公民館 2月28日（1人参加）中央公民館 福井県生涯現役推進地域連携協議会・福井県シニア人材活躍支援センターと連携し、高齢者の就業支援を行った。	B	高齢化による労働人口の減少により、定年の延長などで、新規の会員数の減少がみられる。引き続き、高齢者の就業機会の充実に努める必要がある。
③ ひとり親家庭に対する施策の推進	1 ひとり親家庭が安心して暮らせる自立支援策を推進する。	子育て支援課		プライバシーに配慮しながら、関係機関と連携して自立支援に努める。 ・関係機関による研修回数 6回以上（コロナ影響あり）	・関係機関による研修回数 10回	A	なし

審議会評価	意見・要望等
B	健康は生きていく上で大事である。前向きに取り組んでいただきたい。

○重点目標 10 男女共同参画の視点に立った防災及び防犯活動の推進

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画 (R2年度)	実施状況 (R元年度)	達成度 (R元年度)	課 題 (R元年度)
① 防災活動における 男女共同参画の推進	1 防災対策確立のための防災分野 における女性の参画の拡大を図る。	総務課		嶺北消防組合消防本部と連携し、女性 消防団員の加入を推進する。 現在：女性消防団員 4名 ・2名増員する	・女性消防団員 4名	C	引き続き女性消防団 員増員のために努力 する。
	2 災害対策マニュアルの作成など 防災の現場における男女共同参画 を推進する。	総務課		実際の避難所生活において、女性への 配慮がなされた物資の備えを検討するほ か、女性の視点や意見を取り入れた防災 訓練の実施に努める。 ・男女共同参画の視点からの防災訓練の実施	・市総合防災訓練における間仕切り の設置など、プライバシー保護につ いて一部訓練を行った。	B	あわら市防災士の会 に所属する女性の意 見を聞きながらマニ ュアル改訂や女性の 視点や意見を取り入 れた防災訓練実施に つなげる。
② 防犯活動における 男女共同参画の推進	1 防犯活動など地域活動への多様 な人々の参画を促進する。	総務課		女性防犯隊員の加入を促進する。 現在：女性防犯隊員 2名 ・2名増員する 安全安心まちづくり委員会における女 性委員の登用に努める。 現在：女性委員 4名 ・2名増員する	・女性防犯隊員 2名 ・安全安心まちづくり委員会におけ る女性委員 4名	C	引き続き女性防犯隊 員増員のために努力 する。
	2 地域における犯罪を防止するた め、防犯パトロール等を行う。	総務課		地域安全力向上支援事業等を実施する ことにより、地域の危険箇所等に対する 監視やパトロールを継続する。	・今年度も防犯隊によるパトロール や行方不明者の捜索を行った。	B	今後も引き続きパト ロールを行っていく 予定。

男女共同参画の視点に立った防災及び防犯活動の推進

審議会評価	意見・要望等
C	防災は性別、年齢に関係なくすべての人に関わっていただきたい。担当課には頑張っていたいただきたい。